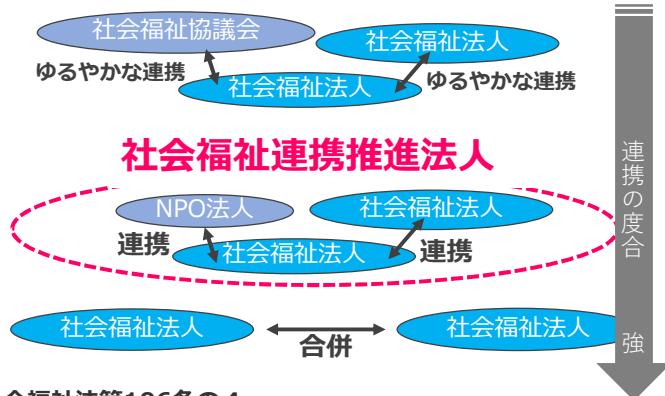


## 令和2年 社会福祉法改正（令和3年4月～）

### 第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、**地域住民**が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。



### 重層的支援体制整備事業

～社会福祉法第106条の4～

障害者、高齢者、児童、生活困窮者、老老介護、ダブルケア、8050問題、ゴミ屋敷、虐待問題・・・  
 ・市町村の任意事業

①包括的相談支援事業

②参加支援事業

③地域づくり事業

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業、⑥支援プランの作成

## 社会福祉法106条（重層的支援体制整備事業）

○市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、厚生労働省令で定めるところにより、**重層的支援体制整備事業を行うことができる。**

○市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、母子健康包括支援センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター・・・などと緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

○市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは「**重層的支援体制整備事業実施計画**」を策定するよう努めるものとする。

○重層的支援体制整備事業実施計画は、市町村地域福祉計画、市町村介護保険事業計画、市町村障害福祉計画、市町村子ども・子育て支援事業計画、その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと**調和が保たれたもの**でなければならない。

○市町村は、支援関係機関、委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される「**支援会議**」を組織することができる。支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

## 社会福祉連携推進法人（2022.11.29 福祉新聞）

**関東・甲信越静**

都内初の社会福祉連携推進法人が4日、都から認定を受けた。名称は「社会福祉連携推進法人共栄会」。高齢福祉事業を行う三つの社会福祉法人が参加する。スケールメリットを生かしつつ業務効率化し、最少人数で最大限の収益を目指す。連携推進法人は全国で5例目となる。

参加法人は東京都八王子市の一誠会（事業規模約11億円）、岐阜県中津川市の五福会（約14億円）、北海道函館市の戸井福祉会（約3億円）。

以前から協力関係にあり、災害時支援協定を結んで共同防災訓練も行ってきた。人材不足や福祉ニーズの多様化などへの対応が迫られる中、関係の対応が迫られる中、関係をより深化させて相乗効果を発揮しようと連携推進法人を

**都初の連携法人**  
経営の相乗効果発揮へ

連携推進法人のメリットは、例えば、五福会が雇用している外国人材が東京で働きたい場合、一誠会が受け入れることで人材の流出を防ぐことができる。採用面でも法

「一般社団法人格取得した。業務は規定されている六つのうち賃金簿付以外を行う。業務ごとに委員会を設けて具

人より大きな法人の方が信用を得やすい。また、一誠会が毎週行っている介護予防教室のノウハウを参加法人に提供する。このこともできる。一誠会の水野敬生常務理事は「各法人の理念は違っても連携推進法人のメリットを共有できれば、経営の連携は図れる」と言う。入会金は100万円。会費は月100円で、今後参加法人の職員数別の額を設定する。職員は2人で、一誠会の特別養護老人ホーム施設長（兼務）と新規に職員を採用する。

共栄会の土屋大一郎代表理事（五福会理事）は「閉鎖的な組織ではなく、相互にメリットが期待される事業者に開かれた法人にしたい」とし、障害福祉事業などを行う社会福祉法人の参加も呼び掛く。それぞれの地域で幅広く福祉ニーズに応えられるようにす

（覆戸新）

### 社会福祉法 第11章「社会福祉連携推進法人」

#### 第125条

次に掲げる業務を行おうとする一般社団法人は、第二百七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。

- 一 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援
- 二 災害が発生した場合における社員（社会福祉事業を営業者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。）が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援
- 三 社員が営業者である社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援
- 四 資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの
- 五 社員が営業者である社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修
- 六 社員が営業者である社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

#### 第127条

所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。

- 一 その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。
- 二 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。
- 三 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。

第132条 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない。

### 第34回 問題35

次の記述のうち、社会福祉法における地域福祉の推進に関する規定として、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 国及び地方公共団体は、関連施策との連携に配慮して、包括的な支援体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 **社会福祉法第6条第2項**
- 2 都道府県は、その区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うものとする。 **社会福祉法第81条「都道府県社会福祉協議会」**
- 3 都道府県社会福祉協議会は、その区域内における地域福祉の推進のための財源として、共同募金を実施することができる。 **社会福祉法第113条第2項「社会福祉法人 共同募金会」**
- 4 市町村は、子ども・障害・高齢・生活困窮の一部の事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援体制等を整備する重層的支援体制整備事業を実施することができる。
- 5 市町村社会福祉協議会は、市町村地域福祉計画を策定するよう努めなければならない。 **地域福祉活動計画**

**模擬問題**

令和2年度の社会福祉法改正に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 重層的支援体制整備事業は、都道府県が主体となって実施される。
- 2 重層的支援体制整備事業では、包括的相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に提供する。
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しなければならない。
- 4 社会福祉連携推進法人の社員には、NPO法人は含まれない。
- 5 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を実施することができる。

**令和5年～こども家庭庁**

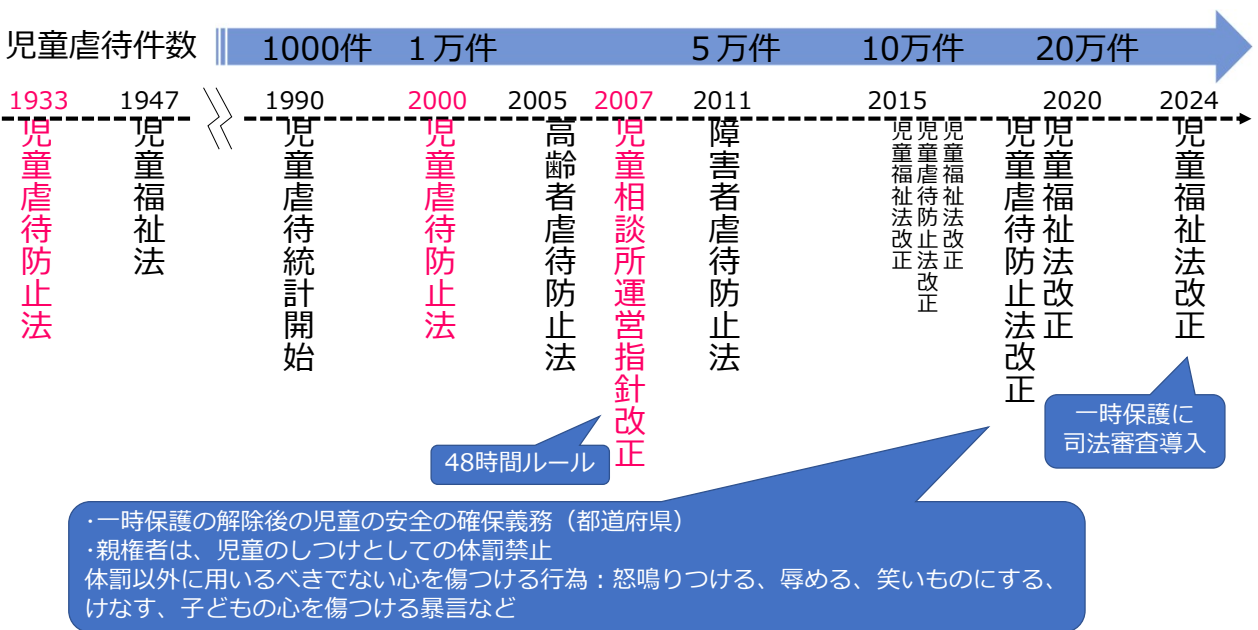
- ・少子化、人口減少に歯止めがかからない
- ・令和2年度には、児童虐待の相談対応件数や不登校、いわゆるネットいじめの件数が過去最多
- ・令和2年は約800人もの19歳以下の子供が自殺

	幼稚園	保育所	認定こども園
種別	学校	児童福祉施設	幼保連携型、幼稚園型、保育所型
根拠法	学校教育法	児童福祉法	認定こども園法
管轄	文部科学省	厚生労働省 → <b>こども家庭庁</b>	内閣府 → <b>こども家庭庁</b>
対象	満3歳～就学前	0歳～就学前	0歳～就学前
営業時間	4時間	8～11時間	4～11時間

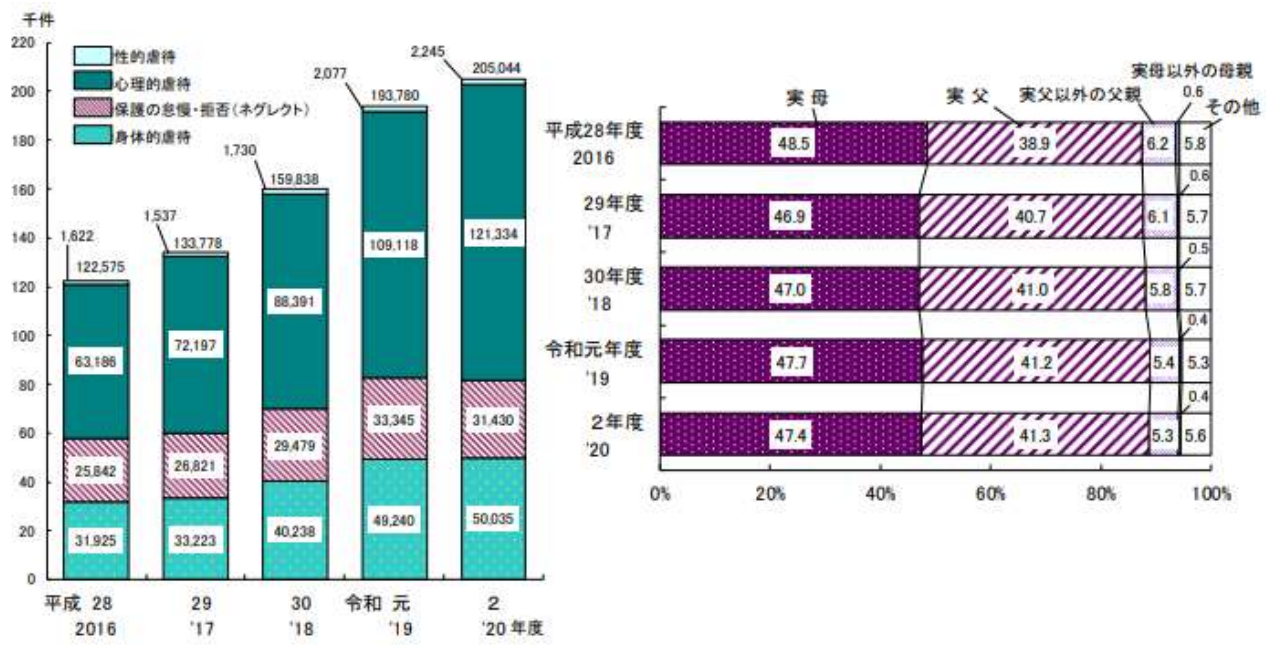
**令和6年～児童福祉法改正**

- ・市区町村に「こども家庭センター」設置の努力義務
- ・虐待を受けた子ども等の一時保護では、裁判所が必要性を判断する司法審査を導入
- ・虐待などに対応する児童福祉司を自治体が任用する際は、十分な知識や技術を求める
- ・児童養護施設の子どもの自立支援で、年齢制限の撤廃
- ・子どもへのわいせつ行為などで登録を取り消された保育士の再登録を厳格化

## 児童虐待への取組



## 令和2年度 福祉行政報告例 by 厚生労働省





**第34回 問題142**

児童相談所の一時保護に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 一時保護する場合には親権者の同意が必要である。  
親権者の同意不要
  - 2 一時保護は児童相談所に設置されている一時保護所に限って行う。  
児童養護施設、乳児院、里親などに委託して一時保護
  - 3 親権者の意に反して2か月を超える一時保護を実施するためには、児童福祉審議会の承認を得なければならない。  
家庭裁判所の承認
  - 4 都道府県知事は、一時保護所の福祉サービス第三者評価を行わなければならない。  
このような規定はない
- ⑤ 外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。

**第33回 問題137**

2019年（令和元年）に改正された児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 児童相談所における介入担当と保護者支援担当は、同一の児童福祉司が担うこととなった。  
分離
  - 2 児童相談所の業務の質について、毎年、評価を実施することが義務づけられた。  
努力義務
- ③ 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないとされた。
- 4 特別区（東京23区）に、児童相談所を設置することが義務づけられた。  
中核市及び特別区に児童相談所を設置できるよう、施設整備や人材確保、人材育成支援を行う
  - 5 一時保護の解除後の児童の安全の確保が、市町村に義務づけられた。  
都道府県

**第31回 問題142**

「平成28年度福祉行政報告例」（厚生労働省）における児童相談所の相談に関する統計の説明のうち、正しいものを1つ選びなさい

- ① 児童相談所が対応した児童虐待相談件数は、10万件を超えている。
- 2 児童相談所が対応した虐待相談を虐待種別で見ると、身体的虐待が最も多い。  
心理的虐待
- 3 児童相談所が対応した相談のうち、児童福祉法に基づく入所措置をとったものは3割程度である。  
2%
- 4 児童相談所が受け付けた相談の相談経路は、学校が最も多い。  
「家族・親戚」が3割で最多 児童虐待相談に限ると相談経路最多は「警察」5割
- 5 児童相談所が受け付けた障害相談の内訳で見ると、肢体不自由相談が最も多い。  
知的障害相談

**第32回 問題136**

社会保障審議会児童部会に設置された児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第14次報告）」（2018年（平成30年））に示された心中以外の虐待死に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 死因となる虐待の種類は、ネグレクトが最も多い。  
身体的虐待
- 2 主たる加害者は、実父が最も多い。  
実母6割
- 3 虐待通告を受理した後、48時間以内に安全確認をすることを新たに提言した。  
2007年～48時間ルール
- ④ 死亡した子どもの年齢は、0歳が最も多い。
- 5 児童相談所が関与していた事例が半数を超えている。  
2割未満

## 2022.4.1 成人年齢引下げ

民法改正「成年年齢の引下げ」by 法務省

### 法律の要点

#### 1 成年年齢の引下げ (民法第4条)

- ①一人で有効な契約をすることができる年齢 → いずれも20歳から18歳に引き下げ  
 ②親権に服することなくなる年齢 → 「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

#### 2 女性の婚姻開始年齢の引上げ (民法第731条)

- (現行法) 男性18歳 女性16歳 → 女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ  
 婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

#### 3 施行までの周知期間

- 若者のみならず、親権者等の国民全体に影響  
 消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要 → 2022年4月1日から施行

成年年齢を18歳とする国 (OECD加盟国)	成年年齢を18歳以外とする国 (OECD加盟国)
アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、イギリス、イスラエル、イタリア、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、チリ、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、メキシコ、ラトビア、ルクセンブルク	19歳：韓国  20歳：日本、ニュージーランド

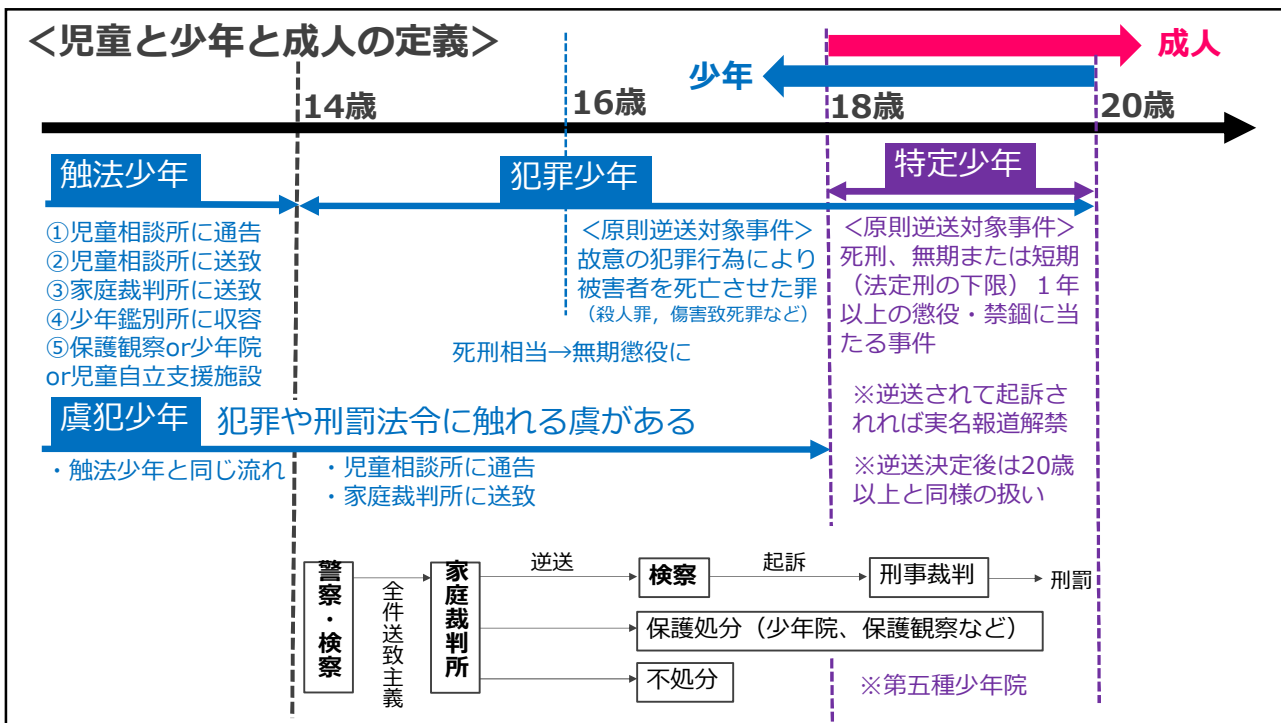
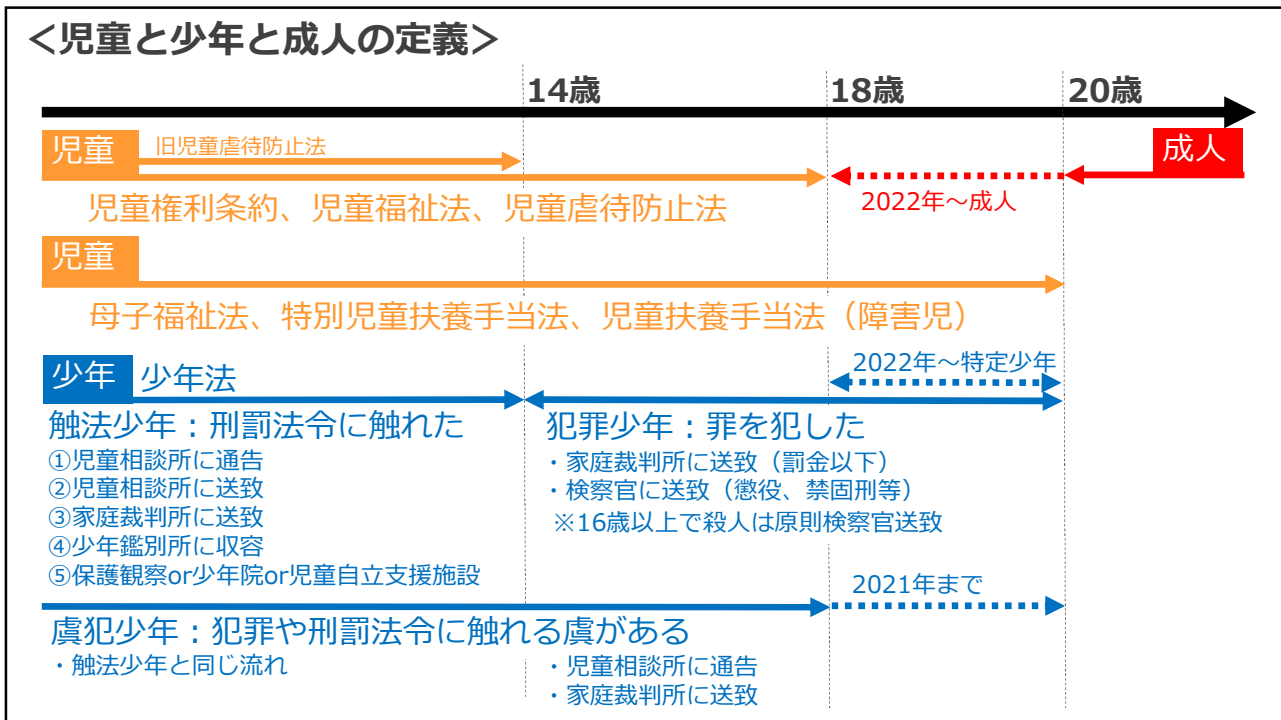
### 成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更について

18歳に変わるもの	20歳が維持されるもの
<b>改正されたもの</b> (改正前は「二十歳」などと規定) <ul style="list-style-type: none"> <li>登録水先人養成施設等の講師 (水先法)</li> <li>帰化の要件 (国籍法)</li> <li><b>社会福祉主事資格 (社会福祉法)</b></li> <li>登録海技免許講習実施機関等の講師 (船舶職員及び小型船舶操縦者法)</li> <li>登録電子通信移行講習実施機関の講師 (船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律)</li> <li>10年用一般旅券の取得 (旅券法)</li> <li><b>性別の取扱いの変更の審判 (性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律)</b></li> <li><b>入権擁護委員・民生委員資格 (公職選挙法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第43号))</b></li> </ul>	<b>改正されたもの</b> (改正前は「未成年」などと規定) <ul style="list-style-type: none"> <li>養子をとることができる年齢 (民法)</li> <li>喫煙年齢 (未成年者喫煙禁止法：題名を改正)</li> <li>飲酒年齢 (未成年者飲酒禁止法：題名を改正)</li> <li>小児慢性特定疾病医療費の支給に係る患児の年齢等 (児童福祉法)</li> <li>勝馬投票券の購入年齢 (競馬法)</li> <li>勝車投票券の購入年齢 (自転車競技法)</li> <li>勝車投票券の購入年齢 (小型自動車競走法)</li> <li>勝舟投票券の購入年齢 (モーターボート競走法)</li> <li>アルコール健康障害の定義 (アルコール健康障害対策基本法)</li> </ul>
<b>改正が不要なもの</b> (「未成年者」などと規定) <ul style="list-style-type: none"> <li>分籍 (戸籍法)</li> <li>公認会計士資格 (公認会計士法)</li> <li>医師免許 (医師法)</li> <li>歯科医師免許 (歯科医師法)</li> <li>獣医師免許 (獣医師法)</li> <li>司法書士資格 (土地家屋調査士資格 (土地家屋調査士法))</li> <li>行政書士資格 (行政書士法)</li> <li>薬剤師免許 (薬剤師法)</li> <li>行社会保険労務士資格 (社会保険労務士法) 等約130法律</li> </ul>	<b>改正が不要なもの</b> (「二十歳」などと規定) <ul style="list-style-type: none"> <li><b>児童自立生活援助事業の対象となる者の年齢 (児童福祉法)</b></li> <li>船長及び機関長の年齢 (船舶職員及び小型船舶操縦者法)</li> <li>猟銃の所持の許可 (銃砲刀剣類所持等取締法)</li> <li>国民年金の被保険者資格 (国民年金法)</li> <li>大型、中型免許等 (道路交通法)</li> <li><b>特別児童扶養手当の支給対象となる者の年齢 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)</b></li> <li>指定暴力団等への加入強要が禁止される者の年齢 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律) 等約20法律</li> </ul>

### 模擬問題

2022年の民法改正（成年年齢の引き下げ）に伴い変更になった内容について、適切なものを1つ選びなさい。

- 18歳から喫煙が可能になった。
- 18歳から飲酒が可能になった。
- 18歳から社会福祉主事になれるようになった。
- 18歳以上は児童自立生活援助事業の対象でなくなった。
- 18歳から国民年金に加入するようになった。



**模擬問題**

少年法に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選べ。

- 1 少年とは、20歳未満の者をいう。
- 2 罪を犯した14歳未満の少年は、家庭裁判所に送致されることはない。
- 3 18歳以上の少年を特定少年と呼び、虞犯少年も含まれる。
- 4 特定少年が家庭裁判所に送致されれば、実名報道が可能となる。
- 5 特定少年が起訴された場合、刑事裁判では成人と同様に扱われる。

**第27回 問題137**

次の各法令などが対象とする「児童」として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 児童扶養手当法では、「児童」を16歳未満の者と定めている。  
18歳未満
- 2 母子及び寡婦福祉法（現在の母子及び父子並びに寡婦福祉法）では、「児童」を18歳未満の者と定めている。  
20歳未満
- 3 児童手当法では、「児童」を16歳未満の者と定めている。  
18歳未満
- 4 児童の権利に関する条約では、「児童」を16歳未満の者と定めている。  
18歳未満
- ⑤ 児童虐待の防止等に関する法律では、「児童」を18歳未満の者と定めている。

**第29回 問題150**

非行少年の取扱いに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ① 触法少年に対して、家庭裁判所は少年院送致の保護処分をすることができる。
- 2 触法少年に対して、検察官は起訴猶予処分を行うことができる。  
起訴できないので起訴猶予処分もない
- 3 犯罪少年に対して、警察は児童相談所に送致することができる。  
家庭裁判所または検察官に送致
- 4 少年院在院者に対して、少年院長は仮退院の許可決定を行うことができる。  
地方更生保護委員会
- 5 虞犯少年に対して、児童相談所長は検察官に送致することができる。  
送致することはない

**第30回 問題149**

触法少年に対する関係機関の対応に関する次の記述のうち、適切なものを1つ選びなさい。

- 1 警察は、触法少年を検察官に送致することができる。  
児童相談所または家庭裁判所
- 2 警察は、触法少年を地方裁判所に送致することができる。  
児童相談所または家庭裁判所
- ③ 児童相談所長は、触法少年を児童自立支援施設に入所させることができる。
- 4 児童相談所長は、触法少年を検察官に送致することができる。  
家庭裁判所
- 5 家庭裁判所は、触法少年を検察官に送致することができる。  
少年院や児童自立支援施設

**公認心理士 第2回 問55**

虞犯について、正しいものを2つ選べ。

- ① 虞犯少年とは14歳以上の者をいう。  
20歳未満→18歳未満
- ② 虞犯少年は少年院送致の処分を受けることがある。
- ③ 虞犯という概念は少年に限らず、成人にも適用される。  
適用されない
- ④ 虞犯少年とは、将来罪を犯すおそれのある少年のことをいう。
- ⑤ 虞犯少年は児童相談所における措置は受けるが、家庭裁判所には送致されない。  
送致される

**公認心理士 第1回 問99**

少年事件の処理手続として、正しいものを1つ選べ。

- ① 14歳未満の触法少年であっても重大事件である場合は検察官送致となることがある。  
検察官送致にはならない
- ② 14歳以上で16歳未満の犯罪少年は検察官送致とならない。  
検察官送致になることがある
- ③ 16歳以上で故意に人を死亡させた事件の場合は、原則的に検察官送致となる。
- ④ 18歳未満の犯罪少年であっても重大事件を犯せば死刑になることがある。  
死刑にはならない
- ⑤ 事案が軽微で少年法の適用が望ましい事件の場合は、20歳を超えても家庭裁判所で不処分を決定することができる。  
20歳以上には少年法は適用されない

## まとめ

法律	内容	変更前	変更後
民法	成年年齢	20歳以上	18歳以上
社会福祉法	社会福祉主事になれる年齢	20歳以上	18歳以上
公職選挙法？	民生委員になれる年齢	20歳以上	18歳以上
性同一性障害特例法	性別変更できる年齢	20歳以上	18歳以上
特別児童扶養手当法	特別児童扶養手当を支給される年齢	20歳未満	20歳未満
児童福祉法	児童自立生活援助事業の対象年齢	20歳未満	20歳未満
国民年金法	国民年金の被保険者資格	20歳以上	20歳以上

### 少年法

少年	20歳未満
特定少年	18歳以上～20歳未満
虞犯少年	18歳未満
犯罪少年	14歳以上～20歳未満
触法少年	14歳未満